

第三者行為による傷病の届出について

こちらは交通事故（自動車・原付自転車・自転車など）に伴う治療に際し、国民健康保険を利用するために、提出が必要な書類となります。同封の書類に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

| 必要書類 | 備考 |
|--|---|
| ①同意書 | 被害者（被保険者）が記入 |
| ②事故発生状況報告書 | 当事者のいずれかが記入 |
| ③第三者行為による傷病届 | 被害者（被保険者）が記入 |
| ④交通事故傷病に対する保険給付に伴う損害賠償納付誓約書 | 加害者（相手方）が記入 |
| ⑤交通事故証明書（同封していません） ※交通事故証明書に「物損事故」と記載がある場合には、同封の「人身事故証明書入手不能理由書」の提出が必要です。 | 自動車安全運転センターが発行 ※自転車同士や自転車と徒歩の事故の場合で、交通事故証明書が発行されない場合には、その旨を書類の余白等にご記入ください。 |

交通事故や、他人から暴行をうけた場合など、第三者によって負傷された場合などが「第三者行為」にあたります。医療費は、加害者が支払うべきものであるため、国民健康保険で一時的に医療費を立て替えますが、後日国保から加害者（損害保険等）に請求するため、上記書類のご提出をお願いしております。

書類がそろいましたら、お早めのご提出にご協力ください。

何卒、よろしくお願いいたします。

【提出先】

〒359-8501

所沢市並木 1 - 1 - 1

所沢市役所 健康推進部

国民健康保険課

第三者行為担当

TEL:04-2998-9131